

くらしの 情報



益城町ホームページ

<https://www.town.mashiki.lg.jp/>

お知らせ

7月は国民年金保険料免除の 更新月です

7月1日から、「令和元年度分(7月～来年6月分)」の国民年金保険料の免除申請の受け付けを開始しています。また、過去2年1カ月分までの免除申請も随時受け付けています。
必要なもの 認め印／退職による特例免除を希望される場合は公的機関が発行した離職証明書(離職票や雇用保険受給資格者証など)
関役場住民保険課保険年金係
☎286・3113
熊本東年金事務所
☎367・8144

新・増築建物の家屋調査のお願い

来年度の課税対象となる、新築および増築した家屋について、家屋調

査のお願いの通知文を送送します。ご協力をお願いします。また調査に携わる調査員は、固定資産評価補助員証を携帯していますので、確認をしてください。

☎286・3380

熊本県水とみどりの森づくり税

県では、平成17年度から「熊本県水とみどりの森づくり税(年間個人500円、法人千円～4万円)」を活用し、水を蓄え、災害を防止するなど、私たちの暮らしを支える大切な財産である森林を元気にするための取り組みを進めています。

ご理解とご協力をお願いします。
関県農林整備課 ☎333・2438

児童扶養手当・特別児童扶養手当の現況届を忘れずに

児童扶養手当・特別児童扶養手当の受給者(停止中の人も含む)は、引き続き手当の対象となるかを審査するために、毎年8月中旬に「現況届」を提出する必要があります。

対象者には8月上旬にお知らせを送付しますので、手続きをお願いします。

提出しない場合、8月分以降の手当が支給できませんので注意してく

ださい。

関役場こども未来課子育て支援係

☎286・3117

第69回社会を明るくする運動

7月は「社会を明るくする運動」強調月間です。この運動は、全国的に犯罪や非行の防止と罪を犯した人の更生に理解を深め、それぞれの立場で力を合わせながら、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとするものです。

立ち直ろうとする人たちの意欲を認めて地域社会の中に受け入れ、見守り、支えていくことが不可欠であり、関係機関・団体をはじめ民間団体などの組織を越えた連携および協力が求められます。

本町でもこの強調月間に合わせ、啓発活動の一環として保護司会による啓発用のぼり旗が町内各所に設置されます。

関熊本保護観察所企画調整課

☎366・8080

旧優生保護法による優生手術等を受けた人への一時金支給

平成31年4月24日に、議員立法により「旧優生保護法一時金支給法」(以下「法」という)が成立し、公布・施行されました。

法の前文では、旧優生保護法の下、多くの人が、生殖を不能にする手術・放射線の照射を受けることを強いられたこと、心身に多大な苦痛を受けてきたことに対して、我々は、それぞれの立場において、真摯に反省し、心から深くおわびする旨が述べられています。

法に基づき、優生手術などを受けた人で、対象となる場合、一時金を支給します。

対象：次の①または②に該当し、現在、生存している人

①昭和23年9月11日から平成8年9月25日までの間に、旧優生保護法に基づき優生手術を受けた人(母体保護のみを理由として手術を受けた人は除きます)

②①のほか、同じ期間に生殖を不能にする手術または放射線の照射を受けた人(母体保護や疾病の治療を目的とするなど、優生思想に基づくものでないことが明らか手術などを受けた人を除きます)

関県旧優生保護法一時金受付・相談窓口(専用) ☎333・2352

自宅で仕事をしませんか

さまざまな理由で外で働くことに難しさを感じている人は、ぜひご相談ください。
対象：